

小中学生向け視聴覚教材骨子

法教育推進協議会教材作成部会
小中学生向け視聴覚教材作成グループ

1 視聴覚教材作成の目的

法教育推進協議会が作成した小中学生向け教材例を活用した法教育授業において使用できる視聴覚教材を作成することで、小中学校向け教材例を用いた法教育授業の実施率を高め、法教育の更なる普及を進めるとともに、同教材例を活用した法教育授業の学習効果を高めることを目的とする。

2 作成方針

- 授業者が、時間的・心理的負担なく、手軽に小中学生向け教材例を利用できるよう、同教材例の内容と連携（リンク）させるとともに、小中学生に授業内容に興味を持たせ、学習効果を高めるよう、「ホウリス君」等のアニメーションや音声を多用する。
- 小学生向け視聴覚教材は、アニメーションにより映像化する。中学生向け教材は、映像化の方法等につき引き続き検討を進める。
- 一つの題材について、5～10分程度の導入部分と展開部分、必要に応じて解説部分の映像を作成し、それぞれの映像を授業の進行等に応じて選択的に使用できるようにする。
- 完成した視聴覚教材は、DVDで配布するとともに、法務省ホームページ等でのダウンロード利用も可能とする。
- 教材とともに、作成した教材を使用した授業の実践報告を法務省ホームページに掲載する。

3 小学生向け視聴覚教材の具体的構成

別添のとおり

(1)「友だち同士のけんかとその解決」(小学校3年生・4年生向け)□

授業の流れ	映像内容		教材該当ページ
	問題提起	マンガの貸し借りをめぐってけんか(AさんがBさんから借りたマンガを汚したことによるけんか)が発生。 AさんとBさんを仲直りさせるにはどうしたらよいか、2人の友達であるCさんが問題提起。	16・17
児童間で話合い 事情が明らかになるごとに、解決策について児童間で話合い※(ア)～(ク)順不同	展開1	Cさんが、Aさんから以下4つの事情を聞き出す。 (ア)Bさんから借りたマンガを汚した理由 (イ)Bさんに対して怒っていること (ウ)Bさんがレアカードを返してくれていないこと (エ)仲直りのためにしたいこと、してほしいこと	25 23 23 23 23
	展開2	Cさんが、Bさんから以下4つの事情を聞き出す。 (オ)Aさんに対して怒っていること (カ)マンガを汚した理由を知りたい (キ)Aさんからレアカードを借りっぱなしになっている (ク)仲直りのためにしたいこと、してほしいこと	24 24 24 24 24
	展開3	Cさんが、Aさんの主張とBさんの主張を整理し、改めて、2人を仲直りさせるためにはどんな解決策を考えられるか問題提起。	
	展開4	Cさんが調停人となって、AさんとBさんが仲直り。 ホウリス君が、Cさんが間に入ったことで2人が仲直りできたのはなぜか、2人だけで話をするとの違いは何か、翻って、2人での話合いで仲直りするためにはどうすべきだったのか、について問題提起。	26
児童間で話合い	解説	ホウリス君が、2人で話し合うときの注意点や3人で話し合うときの調停者としての役割などについて解説。	30

(2)「約束をすること、守ること」(小学校3年生・4年生向け)□

授業の流れ	映像内容		教材該当ページ
	問題提起1	AさんとBさんの間の、ゲームソフトの貸し借りの事例①(期間などの貸し借りの具体的な内容が不明確な場合) ホウリス君が、Aさん、Bさんのどのようなところが良くなかったか、どうすればトラブルにならなかつたか、問題提起。	39
児童間で話合い	解説1	ホウリス君が、①の問題提起に関する代表的な意見を紹介しつつ、約束の自由(約束をするしない、また、その内容は当事者が自由に決められること)等について解説。	38 34
	問題提起2	AさんとBさんの間の、ゲームソフトの貸し借りの事例②(期間などの具体的な内容を確定させて貸し借りした場合) ホウリス君が、BさんはAさんにゲームソフトを返すべきか、問題提起。	40
児童間で話合い	解説2	ホウリス君が、②の問題提起に関する代表的な意見を紹介しつつ、人の約束は守る責任があること、約束をしなおす方法も考えられることなどについて解説。	38 35
	発展	導入2の事例を前提に、Bさんがゲームソフトを大切に扱っていないかった場合やAさんが返してもらいたい特別な理由がある場合等でも、AさんはBさんに返してと言うことはできないのか、問題提起。	

(3)「もめごとの解決」(小学校5年生・6年生向け)

授業の流れ	映像内容		教材該当ページ
	問題提起	Aさんが、BさんとCさんが教室の掃除をさぼっていたと訴え、クラスで話し合いをすることに。BさんとCさんは本当に掃除をさぼっていたのか、Aさん、Bさん、Cさんをはじめ、様子を目撃していたクラスメイトが、掃除の時間を回想しつつ考えを述べる。 ホウリス君が、BさんとCさんは掃除をさぼったといえるか、問題提起。	52～55
児童間で話合い			56
	解説	ホウリス君が、BさんとCさんは掃除をさぼったといえるかについて、代表的な意見を紹介しつつ、事実を認定する際に必要な態度等に関して解説。 続いて、クラスの話し合いと裁判との関連から、司法制度や裁判員制度の意義について解説。	59 49 68

(4)「情報化社会における表現の自由と知る権利ー情報の受け手・送り手としてー」(小学校5年生・6年生)

授業の流れ	映像内容		教材該当ページ
	問題提起	きめきめ王国における情報制限について説明。 ホウリス君が、みんなの生活が「きめきめ王国」みたいだったらどうか、どのような不都合があるか、問題提起。	73
児童間で話合い	展開1	(児童から「王様の都合の良い情報だけが流されることの不都合」がない場合) ホウリス君が、王様が悪いこと(税金の無駄遣い等)をしているのに、王様を批判するニュースが流せないけど、不都合はないか、問題提起。	74
児童間で話合い	解説1	ホウリス君が、提起された問題に対する代表的な意見を紹介しつつ、表現の自由・知る権利の重要性について解説。	71・72
	発展	(きめきめ王国のその後) 王様が全ての情報の発信について完全に自由とするきまりに変えたところ、国民達の意見はバラバラになり、また、インターネットではでたらめな情報や他人を傷つけるような発言も飛び交うようになって、争いごとが増えてしまった。 困った王様は、許可された情報だけを流していいというきまりを復活させることを考えているが、それでよいか問題提起。	
児童間で話合い	展開2	名誉やプライバシー権も重要であり、表現の自由とのバランスを取らないといけないが、流す情報を国(王様)が決めるということでよいか、王様による恣意的な運用になってしまわないか、問題提起。	
児童間で話合い	解説2	ホウリス君が、表現の自由の事前規制については、公平中立な立場の裁判所が、厳格な基準に基づき判断していることについて解説。	

(5)「インターネットの便利さと注意事項」(小学校5年生・6年生向け)

授業の流れ	映像内容		教材該当ページ
	問題提起1	ホウリス君がインターネットの掲示板の利点に何があるか、問題提起。	79
児童間で話合い	問題提起2	ホウリス君が、1の問題提起に対する代表的な意見を紹介しつつ、「太郎さんの書きたいこと」(名誉毀損)、「花子さんの書きたいこと」(プライバシー侵害)を個別に紹介し、インターネットの掲示板に書いてもいいと思うか、問題提起。	79・80・83
児童間で話合い	解説	ホウリス君が、2の問題提起に対する代表的な意見を紹介しつつ、インターネットの掲示板等に書き込みを行うときに気を付けなければならないことについて解説。	81